

一般社団法人日本地質学会ロゴマーク使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本地質学会（以下、地質学会という）のロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものであり、地質学会は使用者が本規則を遵守することを条件として、ロゴマークの使用を許可する。

2 本規則の変更は執行理事会に諮り、理事会に報告するものとする。

(ロゴマークの位置づけ)

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、地質学会の目的に賛同し、その事業活動を積極的に推進・応援するという意思を表明するものであり、特定の研究成果・物品及び企業・団体の活動内容を保証するものではない。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークは地質学会の目的に適ったものに使用するものとし、主に以下の各号に掲げるものに使用できるものとする。ロゴマークの改変は認めない。

- (1) 地質学会の支部・専門部会・研究委員会等が行う学会活動における使用。
- (2) 地質学会が共催又は協賛、後援等で参加する、関連諸団体の主催するイベント等の広報活動（ウェブサイト、ポスターその他の印刷物など）における使用。
- (3) 会員の研究・教育等の活動における使用。

(使用申請・許可)

第4条 前条によるロゴマークの使用については、使用申請は不要とする。

2 前条によらない用途にロゴマークを使用しようとする者は、所定の書式による使用許可申請書を地質学会に提出する。

3 地質学会は前項での申請があった場合は、適切と認められるものにロゴマークの使用を許可し、使用許可書を発行する。

(使用者の責務)

第5条 ロゴマークの使用に当たっては、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 学会が定めた形、色等の規格に沿って使用すること。
- (3) 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。

(許可の取消)

第6条 ロゴマークの使用内容が、第3条による使用内容または使用許可申請内容と異なり

不適切と判断される場合は、地質学会はその使用許可を取り消すことができる。

(損害に対する責任)

第7条 ロゴマークの使用により問題等が発生した場合、当該使用がその責任を負うものとし、地質学会はその原因の如何を問わずこれを負わない。

2 前項に規定する場合において、当該使用は遅滞なくその内容を地質学会に報告しなければならない。

附則

- ・ この規則は2014年4月5日から施行する。